

濃尾用水地区

犬山頭首工左岸除塵設備ベルトコンベア修繕工事

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	濃尾用水地区犬山頭首工左岸除塵設備ベルトコンベア修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書（令和5年3月23日改正）（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書（施）に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、左岸除塵設備のベルトコンベアのベルト等を交換及び調整を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県犬山市大字犬山字四日市地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次の通りである。 (1) ベルトコンベア ゴムベルト交換・調整 1 式 (2) ベルトコンベア キャリアローラ等交換・調整 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 協議条件の遵守	河川管理区域内での工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、雨天、休日等月当たり標準14日を見込んでいる。 （なお、休日等は土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始である。）	
第4章 現場条件		
1. 防災対策	施工に当たっては、河川の流況について十分に把握したうえで行うこと。また、犬山頭首工上流にある今渡ダムにおける放流量が5,000m ³ /sを超える恐れがある場合は、作業を中止し、現場内に機材等がないよう撤収しなければならない。	
2. その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第5章 貸与資料	(1) 資 料 名 濃尾用水地区 左岸取入水門除塵機製作据付工事 完成図書 (2) 貸与期間 契約締結日から完成検査日まで (3) 貸与及び返納場所 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 犬山頭首工管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	
第6章 施 工		
1. 構造一般	対象施設の構造については、次のとおりである。 【左岸除塵設備】 (ベルトコンベア) ・形 式 20° トラフ型 ・駆動装置 サイクロモータープーリー (1.5KW×4P×220V×60 Hz) ・機 長 20m ・ベルト幅 600mm ・運搬速度 24m/分 程度	
2. 構造の留意点	1) ベルトコンベアはフレーム、駆動装置、キャリアローラ、リターンローラ及びベルト等より構成している。 2) キャリアローラは、鋼管製3ローラ 20° トラフ型とし、ローラの両端部には、内部に水・ゴミ等が侵入しにくい密封構造である。 3) コンベアベルトは、幅600mm、幌布はナイロン平織り・積層数3プライとなっている。	

項 目	内 容	備 考								
3. 施工上の留意点	4) ベルトクリーナは、ヘッドプーリー下部及びテールプーリー前側に各 1 個設けられている。 1) キャリアローラの交換は、事前に監督職員立ち会いのもと損傷具合を確認し、交換するローラについて協議により決定するものとする。 また、協議に先立ち図面「水平ベルコン全体組立図」を CAD データ化し、細部について追記するものとする。 2) 河川区域内での作業となるため、河川の流況について十分に把握したうえで行くとともに今渡ダムの放流量について、必要に応じて監督職員から連絡する。									
4. 見本資料又は提出	次に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 資 料</th></tr><tr><td>ベルト</td><td>承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」</td></tr><tr><td>ローラ類</td><td>承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」</td></tr></table>	材 料 名	提 出 資 料	ベルト	承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」	ローラ類	承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」			
材 料 名	提 出 資 料									
ベルト	承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」									
ローラ類	承諾図及び「カタログ」又は「試験成績書」									
5. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材等廃棄物等は、次に示す処理場へ搬出するものとするが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>ゴムベルト</td><td>ミノキン（株） 犬山工場</td><td>愛知県犬山市字佐ヶ瀬 3 番 33</td><td>中間処理</td></tr></table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	事業区分	ゴムベルト	ミノキン（株） 犬山工場	愛知県犬山市字佐ヶ瀬 3 番 33	中間処理	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	事業区分							
ゴムベルト	ミノキン（株） 犬山工場	愛知県犬山市字佐ヶ瀬 3 番 33	中間処理							
第7章 仮 設 1. 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。 但し、除塵機運転（試運転調整含む）に使用する電力は、発注者の負担とする。									
第8章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者 建設業法第7条の2項イ、ロ又はハに該当するものであること。									
2. 余裕工期制度の試行について	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕工期内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年11月6日から令和7年3月10日 （余裕期間：契約締結日から令和6年11月5日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。									
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、契約変更)工期をもって登録することとし、余裕期間は含まないことに留意する。									
4. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（令和4年3月31日改正）及び共通仕様書（施）（令和5年3月23日改正）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。									
5. 工事写真における 黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行									

項 目	内 容	備 考
	うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）費 用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の出来形管理のための測量等に要する費用に含まれる。	
６．週休２日による施工	（１）本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 １）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。	

項 目	内 容	備 考										
	2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記2)の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 1) 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> 2) 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わず減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											
7. 週休2日制の促進	(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。											

項 目	内 容	備 考
	なお、加點評価に当たっては、以下のとおりとする。 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加點評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加點評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 ○事業（務）所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内のすべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加點評価する。 ①事業（務）所長用 ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
第9章 条件変更の補足	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 木曽川河川状況により監督職員の指示のもと必要な措置を講じた場合。 (2) 不可抗力に係るもの。 (3) 法・基準の改正に係るもの。 (4) 第三者との協議等による変更があった場合。 (5) その他本仕様書に定めのないもの。	
第10章 その他		
1. 契約後 VE 提案	(1) 定義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE 提案の意義及び範囲 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則	

項 目	内 容	備 考
	して工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。） ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④発注者が別途発注する関連工事との関係 ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項 ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE 提案の適否等 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少し	

項 目	内 容	備 考
	た場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章 1-1-26 及び 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 工事完成図書の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部	
4. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
5. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農林水産省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議) 工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (2) 工事円滑化会議(工程確認会議) 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。	

項 目	内 容	備 考
6. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	(4) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。 (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」で次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、農林水産省土地改良工事積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事や通勤等に要する費用 (2) 本工事の施工に当り、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (3) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (4) 受注者は、(3)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (5) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (6) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (7) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(5)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (8) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (9) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
第11章 定めなき事項	(1) 請書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項があっても構造、機能上当然必要と認められる軽微な整備については、発注者に報告した上で、受注者の負担により処理するものとする。 (2) 調査、試験、検査、ゲート操作等のため発注者が作業の一時中断等の協力を求めた時は、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 本工事の他、機器が故障した場合等、危機管理上必要と認められる場合については、夜間、休日に関わらず発注者の連絡により速やかに対応するものとする。 (4) この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。	

令和6年度

木曽川水系（管理）

濃尾用水地区犬山頭首工左岸除塵設備ベルトコンベア修繕工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 製作工				
(1)搬送設備				
機器類		式	1	
コンベヤ用ゴムベルト ベルト幅600mm	厚 t =8.3mm 3プライ ポリエステル	m	42.0	
コンベヤ用ゴムベルト エンドレス加工費	ベルト幅 600mm 3プライ	箇所	1	
キャリアローラ	SS製 3槽型 トラフ角30° ベルト幅600mm	本	54	
リターンローラ	ベルト幅600mm	本	3	
2. 直接経費				
(1)直接経費				
図面CADデータ化	完成図書図面C A Dデー タ化作業	式	1	
技術員		人	1	
直接工事費				
1. 据付工				
ベルトコンベア ゴムベルト交換		式	1	
ベルトコンベア キャリアローラ交換		式	1	
2. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1	
産業廃棄物処理 (ゴムベルト 600mm 7.2Kg/m)	幅600mm×長さ42,000mm× 厚さ8.3mm	kg	302	